

丹波市総合計画について

【総合計画策定の背景】

- 第1次丹波市総合計画の計画期間が、平成26年度で終了する。
(計画期間：平成17年度から平成26年度まで)
- 市町村に対する基本構想の策定の義務付けの撤廃
策定の根拠となる地方自治法第2条第4項の規定が廃止(平成23年8月1日施行)

地方自治法第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

- 総合計画の策定を明記した丹波市自治基本条例が、平成24年4月1日に施行

【総合計画策定の根拠】

- 丹波市自治基本条例第28条第1項に、総合計画策定の必要性について明記されている。

丹波市自治基本条例第28条第1項

市は、総合的かつ計画的な市政運営を図るため、長期的視点に立つ総合計画を策定しなければなりません。

【総合計画の構成】

- 丹波市自治基本条例第28条第2項に、総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画で構成されると明記されている。

丹波市自治基本条例第28条第2項

総合計画は、丹波市の将来像である基本構想、これを実現するための方策を定める基本計画及び実施計画により構成されます。

【総合計画の位置づけ】

- 丹波市自治基本条例第28条第3項に、総合計画の位置づけと分野別計画の関係が明記されている。

丹波市自治基本条例第28条第3項

総合計画は、市の政策の最上位計画であり、各分野別の計画は総合計画との整合をはからなければなりません

【総合計画の見直し】

- 丹波市自治基本条例第28条第6項に、総合計画の見直しが明記されている。

丹波市自治基本条例第28条第6項

市長は、総合計画について、常に社会の変化に対応できるよう検討を加え、必要に応じて見直しを行わなければなりません。

総合計画

丹波市総合計画とは、丹波市の将来像を定め、その実現に向けたまちづくりの取り組みを各分野にわたり総合的にまとめたものであり、市政運営の最も基本となる計画です。

■ 基本構想

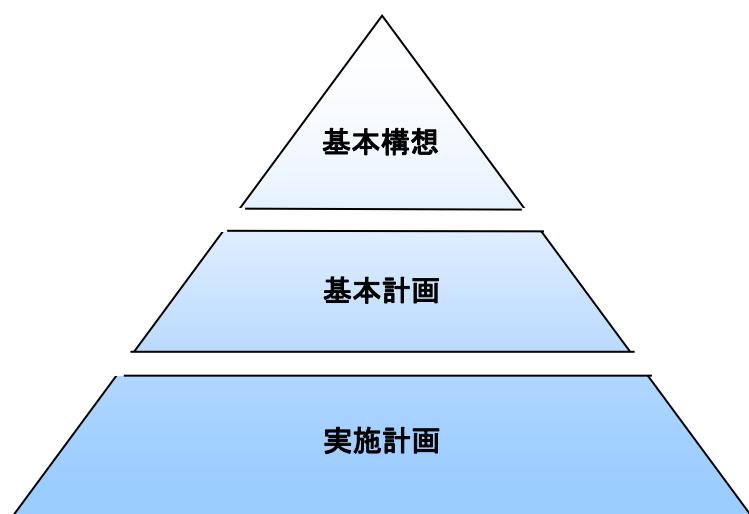
基本構想とは、本市における将来の目標及び目標達成の施策構想を包括的にとりまとめたものです。

■ 基本計画

基本計画とは、基本構想を受け、丹波市の将来の目標及びその目標に到達するための施策の大綱を体系づけたものです。

■ 実施計画

実施計画とは、基本計画で定めた施策に基づいて策定された具体的な事業計画のことです。



■ 計画期間

基本構想・基本計画・実施計画の期間（年数）を総合計画審議会で決定します。

【現行計画】

【第2次丹波市総合計画】

- 第2次丹波市総合計画（前期基本計画）を、平成27年度に策定。
(計画期間：平成27年度から平成36年度まで)

平成27年4月

平成32年4月

平成36年3月

基本構想(10年)

前期基本計画(5年)

後期基本計画(5年)